

令和4年度 社会福祉法人坂東市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

坂東市社会福祉協議会における事業運営につきましては、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症拡大並びに長期化により、従来どおりの事業実施方法については個別に見直し、感染対策を十分講じる中で可能な限り代替事業に転換するなど、社会経済活動の一助として歩みを止めることなく進めてきております。

この間、特に生活困窮者世帯や子育て家庭・子どもたちに対しては、命と生活を支えていくため、緊急小口資金等特例貸付の相談支援として窓口業務に応ずるほか、「食の支援とこども食堂」については、自立厚生に向けた援助として企業団体とともに可能な限り支援が継続されております。

また高齢者においては社会基盤のひとつとして介護保険制度が大きな役割を果たし、コロナ禍においてもデイサービスやケアマネジャー業務は通常運営がなされ、地域包括支援センターでは介護予防体操の普及や認知症患者等への支援に力が注がれてきております。

さらに小地域福祉活動としては集字型事業を見合わせる代わりに、社会福祉協議会13支部のものとすなわち声かけ事業と称して、ひとり暮らし高齢者などの見守り活動が継続されてきております。

令和4年度におきましては、本会の総合計画にあたる「第3次坂東市地域福祉活動計画（令和3年度～令和7年度）」の2年目となります。人口減少や地域での支えあいが希薄化し、さらには近年激甚化する災害など多岐にわたる社会的課題が深まることに加え、コロナ禍における経済的困窮や未来を担う子どもたちへの支援など、新たな役割も求められる時代となっております。

あらためてコロナ禍との共生において、各種事業を催す際の感染症対策なども万全に備えるよう心掛け、本会が市民の皆さまや行政及び関係機関と連携を図り、地域福祉推進の中核機関としてその役割が着実に果たせるよう努力してまいります。

令和4年度の事業変更について

○地域ケアシステム推進事業の廃止

茨城県独自のシステムとして高齢者や障がい者などの要援護者を在宅ケアチームの編成により支援する仕組みとしていたが、国による社会保障制度の充実や茨城県補助金の終了と併せ坂東市からの委託事業が終了となることから令和3年度をもって事業廃止となる。なお日常的に要援護者への支援は社会福祉協議会として継続していく。

○在宅福祉サービスセンター事業から日常生活サポートセンター事業へ変更並びに強化

既存の事業として、高齢者などの家事や子育て家族の育児支援を有償による会員性サービスにて維持に努めてきたが、多様化する社会的ニーズや次世代育成の観点も踏まえ本事業を強化していく。

○坂東市社会福祉大会への転換

これまで福祉の祭典として元気いっぱい福祉まつりを継続していたが、昨今求められる新たな生活様式などを考慮し、社会福祉功労者に向けた表彰や講演会としての社会福祉大会へ転換していく。

2. 基本目標

本会が市民の皆さまや行政及び関係機関と手を取り合いながら地域福祉活動を進めるにあたり、特に大切な4つの言葉「ひとづくり」「地域づくり」「しくみの充実」「基盤の強化」を基本目標に掲げることによって、さらなる発展を遂げる工夫をしてまいります。